



# 「国民保護法」って何？

平成16年9月に国民保護法が施行されました。これは、武力攻撃や大規模テロなどから「国民の生命・身体・財産」を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるよう、国や県、市町村などの役割を定めた法律です。

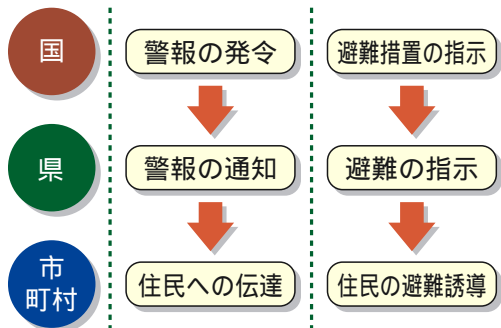
武力攻撃とは？(国による想定)

- 地上部隊が上陸する攻撃
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイルによる攻撃
- 航空機による攻撃

## 武力攻撃などから「国民の生命・身体・財産」を保護するための3つの柱

### 避難

武力攻撃などが迫った場合、国は警報を発令します。  
また、国から避難措置の指示を受けた知事は、市町村長を経由して、住民に避難の指示を行います。  
市町村長は、消防などを指揮し、住民の避難誘導を行います。



### 救援

避難住民や被災者の救援は県が中心となって、市町村や日本赤十字社などと協力して行います。

- 避難所の設置
- 食品・飲料水の提供
- 被服・寝具などの生活必需品の提供
- 医療活動 など

### 武力攻撃に伴う被害の最小化

国、県、市町村が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

- 生活関連等施設(ダム、鉄道など)の安全の確保、警備の強化、立入制限など。
- 危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造などの禁止・制限など。
- 警戒区域の設定、区域内への立入制限および禁止、退去命令。
- 消火、救急および救助の活動。

指定公共機関・指定地方公共機関  
(日本赤十字社、放送・運送・電気・ガス事業者など)

→ 救援への協力、警報などの放送、避難住民や緊急物資の運送、電気・ガスの安定的な供給などを行います。



### 国民の協力

国民保護法では、住民の避難誘導や被災者の救援などについて、国民が協力するよう努めることになっています。  
このような協力は、国民の自発的な意思に委ねられるものであり、その活動に当たっては、安全の確保が十分に配慮されることになっています。

県では、この法律に基づき、平成17年度中に「熊本県国民保護計画」を作成することとしています。  
計画の作成に当たっては、県政パブリック・コメント手続 などにより、広く県民の皆さんのご意見をいただきたいと考えていますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

県政パブリック・コメント手続  
県民生活に関係の深い計画などを策定する際に、案の段階で、期間を設けてご意見を求め、政策立案に反映させる制度です。

詳しくは、県のホームページ「熊本県の国民保護」をご覧ください。 [http://www.pref.kumamoto.jp/existence/kokumin\\_hogo/index.html](http://www.pref.kumamoto.jp/existence/kokumin_hogo/index.html)

お問い合わせ先

熊本県危機管理室 ☎ 096-383-1111(内線3461、3462) FAX 096-383-1503  
電子メール kikikanri@pref.kumamoto.lg.jp